

# 岡山県立岡山芳泉高等学校 いじめ問題対策基本方針

令和7年3月 改訂

## いじめに関する現状と課題

・本校でも、いじめは毎年認知されており、1年次生が半数以上を占め上級生になるに従って減少している。現代の高校生の特徴として、身の回りの課題・問題を自らの力で解決できず、そのことが望ましい人間関係の構築を阻害し、いじめを誘発している原因と考えられる。本校生徒においてもこの問題に該当する生徒が増加している。またスマートフォンの普及により、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等への書き込みも生徒間トラブルやいじめを誘発する大きな原因となっている。現在、生徒課・教育相談係・年次等でいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取り組みをより強く推進するには、他の分掌組織とも連携し取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校全体としての取り組みを推進するためにも、いじめ対策委員会には、生徒課以外にも各課・係、年次の教職員も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取り組みを行う。  
・いじめの早期発見のため年2回の学校生活調査と年3回程度の健康アンケート(保健室)を実施する、その結果を基に、得られた情報を教職員間で共有し早期発見のための体制づくりを確立する。  
・STANDBYの活用を通じていじめの未然防止につなげる。  
・学校行事(蒼碑祭、社会貢献活動、人権教育後援会など)において適切な人間関係の構築について学習する。また、ホームルーム活動、部活動などを通して自己有用感・自己肯定感を高められる学校づくりを目指す。併せて教員集団から生徒に対して適切な人間関係の築き方について日々の学校生活の場面で教授する。  
・全校・年次集会、LHRなどでSNSの利用、インターネット上のいじめの問題について認識を深める機会を設ける。  
**<重点となる取組>**  
・生徒の正しい人間関係の構築には、教員集団の適切な関わりが不可欠であるという共通認識を職員会議・年次会議などを通じて深める。  
・インターネットモラル・人権・いじめ防止LHR(年2回)を生徒主体で実施し、自己肯定感や豊かな人間性を確立できる能力、自他を尊重する態度、望ましい人間関係を築くことのできる資質・能力を育てる。  
・「学校生活調査」を実施し、その都度気になる生徒は担任が面談を行い、心の状態を把握しいじめの早期発見・早期解決の機会とする。  
・情報モラルを高めるため、全年次対象でインターネットリテラシー研修を実施し、スマートフォン等の正しい利用や問題点について認識を深める。  
・いじめ問題対策に関する項目を学校評価アンケートに取り入れ、取組の改善に生かす。

### 保護者・地域との連携

#### <連携の内容>

・いじめ問題対策基本方針をホームページに掲載し、PTA役員会・総会で説明する等、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、各年次の保護者会・クラス懇談等においていじめ問題などについての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。  
・岡山市青少年育成協議会など外部団体との連携を密にし、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。  
・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい利用についてのリーフレットをクラス懇談等で配布、啓発に努める。  
・教育相談便りを年5回(定期考査後)、年次便りを年9回(年度当初、定期考査、実力考査後)発行し、いじめ問題などの各種相談窓口や学校相談窓口などを掲載し、活用を促す。

### 学 校

#### いじめ対策委員会

##### <対策委員会の役割>

基本方針の策定や見直し、それに基づく取組やいじめ事案への対応の確認、検証等を行う。

##### <対策委員会の開催時期>

年2回開催(前・後期に各1回実施)する。

##### <対策委員会の内容の教職員への伝達>

必要に応じ、職員会議や職員朝礼を通じ全教職員に周知・伝達する。

##### <構成メンバー>

###### 校外

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員(南公民館館長)

###### 校内

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒課長、年次主任、保健安全課長、教育相談係、養護教諭

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

#### <連携機関名>

・県教育委員会

#### <連携の内容>

・ネットパトロールによる監視

#### <学校側の窓口>

・教頭

#### <連携機関名>

・岡山南警察署

#### <連携の内容>

・連絡協議会への参加

・定期的な情報交換

・薬物乱用・非行防止教室等の実施

#### <学校側の窓口>

・生徒課長

## 学校が実施する取組

① いじめの防止	<b>(教員研修)</b> ・いじめ問題対策基本方針に従い校内研修を実施し、いじめ問題について教職員間で共通理解を図る。教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方針を身に付けさせるなど、指導力といじめの認知能力を高めるための研修、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、事例研究等を計画的に実施する。正しい人間関係の構築について学校全体の教育活動を通じて取り組む必要性を教員集団の共通認識とする。また、様々なストレスから自己否定的な考えに陥る生徒も見られるので、教員集団からの適切な場面での肯定的な言葉かけが有効であることを認識する。 <b>(生徒会活動)</b> ・「いじめ防止LHR」を前・後期各1回、HR委員を中心に生徒が主体的に企画・運営し、いじめ防止の意識を高める取組を進める。 ・蒼碑祭の取組を通じて互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくりを学ぶ機会を設ける。 <b>(居場所づくり)</b> ・日頃の学校生活・行事、特別活動の中で、様々な角度から誰もが活躍できる場を設定し、自己肯定感・自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを目指す。 <b>(情報モラル教育)</b> ・インターネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるため、情報モラルを高めるための機会を設ける。
② 早期発見	<b>(実態把握)</b> ・生徒の実態把握のため、前・後期1回ずつ学校生活調査を実施しいじめの早期発見を図る。年5回担任面談を行い、学校生活での問題点や悩み等について把握する。 <b>(相談体制の確立)</b> ・教育相談担当教職員を生徒に周知すると同時に、生徒の変化を見逃さずきめの細かい声かけを実施し、生徒がいつでも相談できる体制を整える。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる面談を実施する。 <b>(情報共有)</b> ・生徒の気になる変化や行為があった場合、年次会議・職員会議・教育相談係と生徒課との連携で迅速に情報共有を図る。 <b>(家庭への啓発)</b> ・保護者会(年次別)、クラス懇談、PTA役員会・総会での教員・保護者の直接対話の機会や教育相談便りの中で、いじめのサインや認知にも触れ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 ・STANDBYを活用し、いじめの早期発見に努める。
③ いじめへの対処	<b>(いじめ有無の確認)</b> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめ有無の確認を行う。 <b>(いじめへの組織的対応の検討)</b> ・いじめへの組織的対応を検討するため、学校長、副校長、教頭、生徒課長、当該年次主任・担任、養護教諭、教育相談係等で担当者会議を開催する。 <b>(いじめられた生徒への支援)</b> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <b>(いじめた生徒への指導)</b> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう粘り強く指導を行う。 <b>(周りの生徒への指導)</b> ・いじめは決して許されないという毅然とした姿勢を、クラス・年次・学校全体に示す。 ・いじめを止めることや訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。